

令和3年6月3日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例及び神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例施行規則の一部改正について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課長から、次のとおり通知がありました。

つきましては、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

改正の主な概要

○ 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部改正

- ・ 「ふぐ包丁師」の用語の意義に「ふぐの種類鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると認められる者として」を加えた。(第2条)
- ・ ふぐの取扱い業務の制限の例外規定として「ふぐ包丁師の立会いの下にその指示を受けてふぐの取扱いを行う場合」及び「ふぐの処理がされたものを調理し、加工し、又は貯蔵する場合」を規定した。(第3条)
- ・ 営業車又はふぐ包丁師の禁止事項として、「認証書又は免許証を他人に貸与してはならない。」とする規定を明確にするため、営業者とふぐ包丁師を分けて規定した。(第13条)
- ・ ふぐ加工製品の取扱い等の届出事項の変更届の規定を削除した。(第16条)

○ 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例施行規則の一部改正

- ・ ふぐ営業認証の申請時に添付する営業許可証の写しについて、その業種を飲食店営業、魚介類販売業、水産製品製造業、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業のいずれかとした。(第10条)
- ・ ふぐ加工製品の取扱い等の届出時に添付している営業許可証の写しについて、その添付を不要とし、届出可能な業種を問わないこととした。(第13条)
- ・ ふぐ加工製品の取扱い等の届出事項の変更届の規定を削除したことに伴い、新たに届出済書の書換え申請について規定し、申請書の様式について再交付申請書と合わせてふぐ加工製品取扱等届出済書書換え(再交付)申請書に改正した。また、ふぐ加工製品取扱等届出済書再交付申請書を削除した。(第16条及び第17条)
- ・ 食品衛生法施行規則が改正され、食品衛生法における相続による事業承継時の手続きにおいて、戸籍謄本に代えて法定相続情報一覧図の写しの添付によることも可能になったことから、同様の規定を追加した。(第22条の2)

新旧対照表

○神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例

新	旧
<p>第1条 (略) (用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ふぐの処理 食用に供する目的で、ふぐの肝臓その他の健康を損なうおそれがある部位(以下この条及び第18条第1項第1号において「有毒部位」という。)を完全に除去し、又は塩蔵その他の処理をすることにより人の健康を損なわないようにすることをいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) ふぐ包丁師 <u>ふぐの種類</u>の鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると認められる者として第4条の規定により知事の免許を受けて、ふぐの取扱い(ふぐ(ふぐ加工製品を除く。以下同じ。)を食品(食品衛生法第4条第1項に規定する食品をいう。以下同じ。)として販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。)の用に供するために調理し、加工し、若しくは貯蔵し、又はふぐの処理をすることをいう。以下同じ。)に従事する者をいう。</p> <p>(4) ふぐ営業 業としてふぐの取扱い等(ふぐの取扱い又は食品としてふぐを販売する(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。)ことをいう。以下同じ。)をすることをいう。ただし、営業者その他業としてふぐの取扱い等を行うことができるのと他の都道府県の知事若しくは地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条に規定する市若しくは特別区の長(以下この号及び第17条第1号において「他の都道府県知事等」という。)が認めた施設において当該ふぐの取扱い等を行うことができるのと他の都道府県知事等が認めた者(第12条において「営業者等」という。)、ふぐ包丁師その他ふぐの種類<u>の鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有する</u>と他の都道府県知事等が認めた者(以下「ふぐ包丁師等」という。)又はふぐ卸売業者(食品衛生法第55条第1項の規定による営業(食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第5号に規定する魚介類競り売り営業に限る。))の許可を受けて、ふぐの貯蔵又は</p>	<p>第1条 (略) (用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ふぐの処理 食用に供する目的で、ふぐの肝臓その他の健康を損なうおそれがある部位(第18条第1項第1号において「有毒部位」という。)を完全に除去し、又は塩蔵その他の処理をすることにより人の健康を損なわないようにすることをいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) ふぐ包丁師 第4条の規定により知事の免許を受けて、ふぐの取扱い(ふぐ(ふぐ加工製品を除く。以下同じ。)を食品(食品衛生法第4条第1項に規定する食品をいう。以下同じ。)として販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。)の用に供するために調理し、加工し、若しくは貯蔵し、又はふぐの処理をすることをいう。以下同じ。)に従事する者をいう。</p> <p>(4) ふぐ営業 業としてふぐの取扱い等(ふぐの取扱い又は食品としてふぐを販売する(不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。)ことをいう。以下同じ。)をすることをいう。ただし、営業者その他業としてふぐの取扱い等を行うことができるのと他の都道府県の知事若しくは地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条に規定する市若しくは特別区の長(以下この号及び第17条第1号において「他の都道府県知事等」という。)が認めた施設において当該ふぐの取扱い等を行うことができるのと他の都道府県知事等が認めた者(第12条において「営業者等」という。)、ふぐ包丁師その他ふぐの<u>処理をすることができる</u>と他の都道府県知事等が認めた者(以下「ふぐ包丁師等」という。)又はふぐ卸売業者(食品衛生法第52条第1項の規定による営業(食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第15号に規定する魚介類競り売り営業に限る。))の許可を受けて、ふぐの貯蔵又は販売をする者をいう。第12条において同</p>

新	旧
<p>販売をする者をいう。第12条において同じ。) に対して行う販売を除く。 (5)・(6) (略) (業務及び名称の使用制限)</p> <p>第3条 ふぐ包丁師以外の者は、ふぐの取扱いに従事してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p><u>(1) 第8条の規定により認証を受けた営業の施設(以下「認証施設」という。)において、ふぐ包丁師の立会いの下にその指示を受けてふぐの取扱いを行う場合</u></p> <p><u>(2) ふぐの処理がされたものを調理し、加工し、又は貯蔵する場合</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第10条 (略) (ふぐの取扱い等に係る禁止事項等)</p> <p>第11条 ふぐ包丁師は、<u>認証施設</u>以外の場所でふぐの取扱いに従事してはならない。ただし、<u>第3条第1項第2号に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p>第12条 (略)</p> <p>第13条 営業者は、<u>認証書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</u></p> <p><u>2 ふぐ包丁師は、免許証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。</u></p> <p>第14条・第15条 (略) (届出済書の書換え等)</p> <p>第16条 <u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>第17条～第22条の3 (略)</p> <p>第23条 知事は、営業者が次の各号のいずれかに該当するときは、食品衛生(食品衛生法第4条第6項に規定する食品衛生をいう。以下この条において同じ。)上の危害を防止し、若しくは除去するために必要な措置をとることを命じ、第8条の認証を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第10条、第12条、<u>第13条第1項</u>又は第17条の規定に違反したとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 知事は、ふぐ包丁師が次の各号のいずれかに該当するときは、食品衛生上</p>	<p>じ。) に対して行う販売を除く。 (5)・(6) (略) (業務及び名称の使用制限)</p> <p>第3条 ふぐ包丁師以外の者は、ふぐの取扱いに従事してはならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第10条 (略) (ふぐの取扱い等に係る禁止事項)</p> <p>第11条 ふぐ包丁師は、<u>第8条の規定により認証を受けた営業の施設(以下「認証施設」という。)</u>以外の場所でふぐの取扱いに従事してはならない。</p> <p>第12条 (略)</p> <p>第13条 営業者<u>又はふぐ包丁師</u>は、<u>認証書又は免許証</u>を他人に貸与してはならない。 <u>(新設)</u></p> <p>第14条・第15条 (略) (届出事項の変更届等)</p> <p>第16条 <u>第14条の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更があつたときは、変更後7日以内にその旨を知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 (略)</u></p> <p>第17条～第22条の3 (略)</p> <p>第23条 知事は、営業者が次の各号のいずれかに該当するときは、食品衛生(食品衛生法第4条第6項に規定する食品衛生をいう。以下この条において同じ。)上の危害を防止し、若しくは除去するために必要な措置をとることを命じ、第8条の認証を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第10条、第12条、<u>第13条</u>又は第17条の規定に違反したとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 知事は、ふぐ包丁師が次の各号のいずれかに該当するときは、食品衛生上</p>

新	旧
<p>の危害を防止し、若しくは除去するために必要な措置をとることを命じ、第4条の免許を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第11条から第13条まで <u>(同条第1項を除く。)</u> の規定のいずれかに違反したとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第24条～第27条 (略)</p>	<p>の危害を防止し、若しくは除去するために必要な措置をとることを命じ、第4条の免許を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第11条から第13条までの規定のいずれかに違反したとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第24条～第27条 (略)</p>

新旧対照表

○神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例施行規則

新	旧
<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内における事務を除く。）は、保健福祉事務所に委任する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(6)</u> 条例第16条の規定により、届出済書を書き換え、及び再交付すること。</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p>	<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内における事務を除く。）は、保健福祉事務所に委任する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> 条例第16条第1項の規定により、変更の届出を受理すること。</p> <p><u>(7)</u> 条例第16条第2項の規定により、届出済書を書き換え、及び再交付すること。</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p>
<p>(ふぐ営業認証の申請)</p> <p>第10条 条例第8条の規定により、ふぐ営業の認証を受けようとする者は、ふぐ営業認証申請書（第9号様式）に、次に掲げる書類を添えて営業の施設の所在地を管轄する保健福祉事務所に（営業の施設が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市又は寒川町の区域内にある場合にあつては、知事に）提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）<u>第55条第1項</u>の規定による営業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業、<u>同条第4号に規定する魚介類販売業、同条第16号に規定する水産製品製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業</u>に限る。）の許可を受けていることを証する書類の写し</p>	<p>(ふぐ営業認証の申請)</p> <p>第10条 条例第8条の規定により、ふぐ営業の認証を受けようとする者は、ふぐ営業認証申請書（第9号様式）に、次に掲げる書類を添えて営業の施設の所在地を管轄する保健福祉事務所に（営業の施設が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市又は寒川町の区域内にある場合にあつては、知事に）提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）<u>第52条第1項</u>の規定による営業（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業、<u>同条第14号に規定する魚介類販売業及び同条第32号に規定する総菜製造業</u>に限る。）の許可を受けていることを証する書類の写し<u>又は魚介類行商等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第42号）第3条第1項の規定による魚介類加工業の許可証の写し</u></p>

新	旧
<p>(3)～(5) (略)</p> <p>(ふぐ加工製品の取扱い等の届出等)</p> <p>第13条 条例第14条の規定により、業としてふぐ加工製品の取扱い等を行うとする者は、ふぐ加工製品取扱等届(第13号様式)をふぐ加工製品の取扱い等を行うとする施設の所在地を管轄する保健福祉事務所長(当該施設が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市又は寒川町の区域内にある場合にあつては、知事。次項において同じ。)に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(届出済書の書換え及び再交付申請)</p>	<p>(3)～(5) (略)</p> <p>(ふぐ加工製品の取扱い等の届出等)</p> <p>第13条 条例第14条の規定により、業としてふぐ加工製品の取扱い等を行うとする者は、ふぐ加工製品取扱等届(第13号様式)に行おうとするふぐ加工製品の取扱い等に係る第10条第2号に掲げる書類を添えてふぐ加工製品の取扱い等を行うとする施設の所在地を管轄する保健福祉事務所長(当該施設が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市又は寒川町の区域内にある場合にあつては、知事。次項において同じ。)に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(届出事項の変更届)</p>
<p>第16条 条例第16条の規定により届出済書の書換え又は再交付を受けようとする者は、ふぐ加工製品取扱等届出済書書換え(再交付)申請書(第16号様式)を当該書換え又は再交付の申請の理由となる事実が発生した日(亡失による再交付の申請の場合にあつては、その事実を知った日)から15日以内に条例第14条の規定により届け出たふぐ加工製品の取扱い等をする施設(以下「届出施設」という。)の所在地を管轄する保健福祉事務所長(届出施設が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市又は寒川町の区域内にある場合にあつては、知事。次項及び第22条の2において同じ。)に提出しなければならない。</p>	<p>第16条 条例第16条第1項の規定により変更の届出を行うとする者は、ふぐ加工製品取扱等届出事項変更届(第16号様式)を条例第14条の規定により届け出たふぐ加工製品の取扱い等をする施設(以下「届出施設」という。)の所在地を管轄する保健福祉事務所長(届出施設が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市又は寒川町の区域内にある場合にあつては、知事。次条及び第22条の2において同じ。)に届け出なければならない。</p>
<p>2 前項の申請が届出済書の記載事項の変更に係るときは、その事実を証明する書類を添付しなければならない。</p> <p>3 届出済書を亡失した者が、届出済書の再交付を受けた後、失った届出済書を発見したときは、速やかに当該届出済書を届出施設の所在地を管轄する保健福祉事務所長に返納しなければならない。</p>	<p>2 前項の届出が条例第14条第3号に掲げる事項の変更(行おうとするふぐ加工製品の取扱い等を追加する場合に限る。)に係るときは、当該変更に係る第10条第2号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第13条第1項又はこの項の規定により既に提出されている書類がある場合は、当該書類を添付することを要しない。</p> <p>(新規)</p>
<p>(削除)</p>	<p>(届出済書の再交付申請)</p> <p>第17条 条例第16条第2項の規定により届出済書の再交付を受けようとする者は、ふぐ加工製品取扱等届出済書再交付申請書(第17号様式)を届出施設の</p>

新	旧
<p>第17条 (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位の承継の届出)</p> <p>第22条の2 条例第22条の2第2項の規定による営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位の承継の届出は、承継届(第20号様式の2)に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて認証施設又は届出施設の所在地を管轄する保健福祉事務所に提出しなければならない。</p> <p>(1) 相続による承継の場合 認証書又は届出済書、戸籍謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し及び相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p><u>所在地を管轄する保健福祉事務所に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>届出済書を亡失した者が、届出済書の再交付を受けた後、失った届出済書を発見したときは、速やかに当該届出済書を届出施設の所在地を管轄する保健福祉事務所に返納しなければならない。</u></p> <p>第18条 (略)</p> <p>第18条の2 (略)</p> <p>(営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位の承継の届出)</p> <p>第22条の2 条例第22条の2第2項の規定による営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位の承継の届出は、承継届(第20号様式の2)に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて認証施設又は届出施設の所在地を管轄する保健福祉事務所に提出しなければならない。</p> <p>(1) 相続による承継の場合 認証書又は届出済書、戸籍謄本及び相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

新				旧			
第5号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型） ふぐ包丁師免許申請書				第5号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型） ふぐ包丁師免許申請書			
年 月 日				住 所			
神奈川県知事殿				(ふりがな) 氏 名			
次のとおり、ふぐ包丁師免許を受けたいので関係書類を添えて申請します。				生 年 月 日		電 話 番 号 () - 二	
住 所				ふぐ包丁師免許を受けたいので関係書類を添えて申請します。			
(ふりがな) 氏 名				年 月 日			
旧姓又は通称名 併記の希望		有 ・ 無	併記する 名前の区分		旧姓 ・ 通称名		
併記を希望する 旧姓又は通称名							
生 年 月 日		年 月 日	電 話 番 号		() - 二		
				神奈川県知事殿			
				氏 名			

新				旧			
第8号様式（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）				第8号様式（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）			
ふぐ包丁師免許証書換え（再交付）申請書				ふぐ包丁師免許証書換え（再交付）申請書			
年 月 日				年 月 日			
神奈川県知事殿				神奈川県知事殿			
次のとおり、ふぐ包丁師免許証の書換え（再交付）を申請します。				申請者 郵便番号			
				住 所			
				氏 名			
				年 月 日生			
				電話番号 () 二			
次のとおり、ふぐ包丁師免許証の書換え（再交付）を申請します。				次のとおり、ふぐ包丁師免許証の書換え（再交付）を申請します。			
住 所				1 免許番号及び登録年月日			
(ふりがな) 氏 名				第 号			
生 年 月 日		年 月 日		電話 番 号		() 二	
免 許 番 号		第 号		登録年月日		年 月 日	
書換え（再交付） 申請の理由				2 書換え（再交付）申請の理由			
変 更 事 項		新		旧		3 書換え事項	
(ふりがな) 氏 名						4 書換え（再交付）申請の理由となる事実の発生日（亡失による再交付申請の場合にあつては、その事実を知った日）	
併記を希望する 旧姓又は通称名						年 月 日	
旧姓又は通称名 の併記の希望		有 ・ 無		併記する 名前の区分		旧姓 ・ 通称名	
書換え（再交付）申請の理由となる事実の発 生年月日（亡失による再交付申請の場合にあ つては、その事実を知った年月日）				年 月 日			

新	旧
第13号様式（第13条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型） ふぐ加工製品取扱等届 年 月 日	第13号様式（第13条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型） ふぐ加工製品取扱等届 年 月 日
神奈川県知事 （神奈川県 保健福祉事務所長） 殿 届出者 郵便番号 住 所 氏 名 生年月日 電話番号	神奈川県知事 （神奈川県 保健福祉事務所長） 殿 届出者 郵便番号 住 所 氏 名 生年月日 電話番号
（法人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名 （ ） —	（法人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名 （ ） —
神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例第 14 条の規定により、次のとおり業として ふぐ加工製品の取扱い等をしたいので、届け出ます。	神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例第 14 条の規定により、次のとおり業として ふぐ加工製品の取扱い等をしたいので、 <u>関係書類を添えて</u> 届け出ます。
1 ふぐ加工製品の取扱い等をしようとする施設の所在地 2 ふぐ加工製品の取扱い等をしようとする施設の名称 3 ふぐ加工製品の取扱い等をしようとする施設の電話番号 4 ふぐ加工製品の取扱い等のうち、行おうとするもの（該当する番号を○で 囲んでください。） (1) 調理又は加工 (2) 貯蔵 (3) 販売	1 ふぐ加工製品の取扱い等をしようとする施設の所在地 2 ふぐ加工製品の取扱い等をしようとする施設の名称 3 ふぐ加工製品の取扱い等をしようとする施設の電話番号 4 ふぐ加工製品の取扱い等のうち、行おうとするもの（該当する番号を○で 囲んでください。） (1) 調理又は加工 (2) 貯蔵 (3) 販売

新	旧
<p style="text-align: center;">第16号様式（第16条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型） <u>ふぐ加工製品取扱等届出済書書換え（再交付）申請書</u> 年 月 日</p> <p>神奈川県知事 （神奈川県 保健福祉事務所長） 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 郵便番号 住 所 氏 名 生年月日 電話番号</p> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; padding-left: 5px; margin-left: 10px;"> 法人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名 () — </div> <p style="margin-top: 20px;">次のとおり、<u>ふぐ加工製品取扱等届出済書の書換え（再交付）</u>を申請します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 届出施設の所在地 2 届出施設の名称 3 届出済番号及び届出年月日 第 号 年 月 日 4 <u>書換え（再交付）申請の理由</u> 5 <u>書換え事項</u> 6 <u>書換え（再交付）申請の理由となる事実の発生日（亡失による再交付申請の場合にあつては、その事実を知った日）</u> 年 月 日 	<p style="text-align: center;">第16号様式（第16条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型） <u>ふぐ加工製品取扱等届出事項変更届</u> 年 月 日</p> <p>神奈川県知事 （神奈川県 保健福祉事務所長） 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 郵便番号 住 所 氏 名 生年月日 電話番号</p> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; padding-left: 5px; margin-left: 10px;"> 法人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名 () — </div> <p style="margin-top: 20px;">次のとおり、<u>届け出た事項に変更が生じたので届け出ます。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 届出施設の所在地 2 届出施設の名称 3 届出済番号及び届出年月日 第 号 年 月 日 4 <u>変更事項</u> <u>変更前</u> <u>変更後</u> 5 <u>変更の理由となる事実の発生日</u> 年 月 日

新	旧
<p>第17号様式 削除</p>	<p>第17号様式（第17条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）</p> <p style="text-align: center;"><u>ふぐ加工製品取扱等届出済書再交付申請書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>神奈川県知事 （神奈川県 保健福祉事務所長） 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 郵便番号 住 所 氏 名 生年月日 電話番号</p> <p style="text-align: right;">（ ） 二</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p>次のとおり、ふぐ加工製品取扱等届出済書の再交付を申請します。</p> <p>1 <u>届出施設の所在地</u></p> <p>2 <u>届出施設の名称</u></p> <p>3 <u>届出済番号及び届出年月日</u> 第 号 年 月 日</p> <p>4 <u>再交付申請の理由</u></p> <p>5 <u>再交付申請の理由となる事実の発生日</u>（亡失による再交付申請の場合にあつては、その事実を知った日） 年 月 日</p>